

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月20日
【計算期間】	第10期（自 2018年8月21日 至 2019年8月20日）
【ファンド名】	楽天グローバル・バランス（安定型） 楽天グローバル・バランス（成長型） 楽天グローバル・バランス（積極型）
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）へ実質的に分散投資を行ない、長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

②信託金限度額

受益権の信託金限度額は各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において以下のように分類・区分されます。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行ないます。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型		不動産投信
	内 外	その他資産
		()
		資 産 複 合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グ ロ ー バ ル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あ り ()
一 般 大 型 株 中 小 型 株	年 2 回	日 本 北 米	ファンド・	な し
債 券	年 4 回	欧 州 ア ジ ア	オブ・ファ ンズ	
一 般 公 債 社 債	年 6 回 (隔月)	オ セ ア ニ ア 中 南 米		
そ の 他 債 券		ア フ リ カ		
クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	中 近 東 (中東) エ マ ー ジ ン グ		
不 動 産 投 信				
そ の 他 資 産	日 々			
(投資信託証券(資産 複合(株式、債券、不 動産投信、商品先物) 資産配分固定型))	そ の 他 ()			
資 産 複 合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

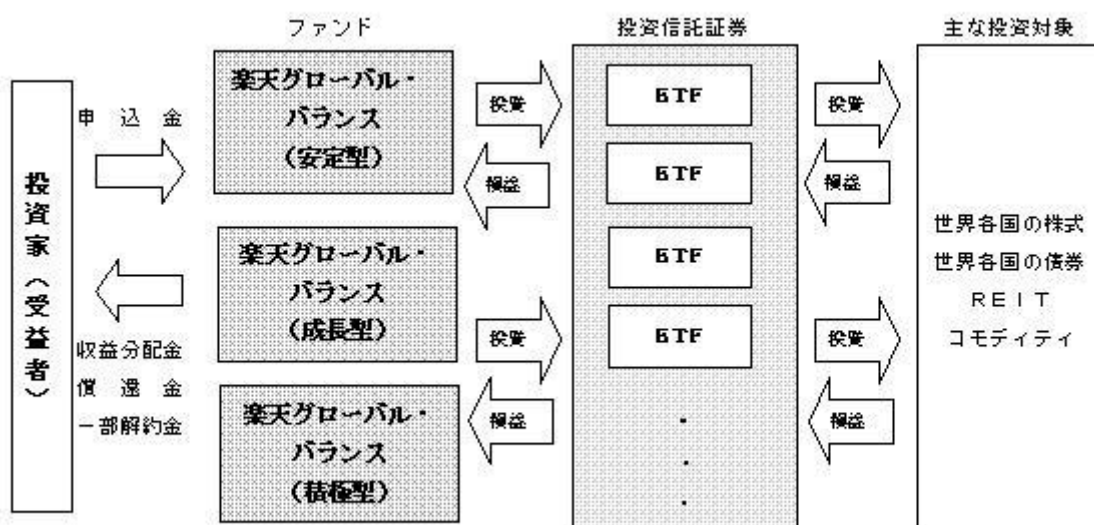
属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

該当する属性区分表（網掛け表示部分）の定義

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、商品先物）資産配分固定型））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式、債券、不動産投信および商品先物を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（参考）ファンド・オブ・ファンズの仕組み



④ファンドの特色

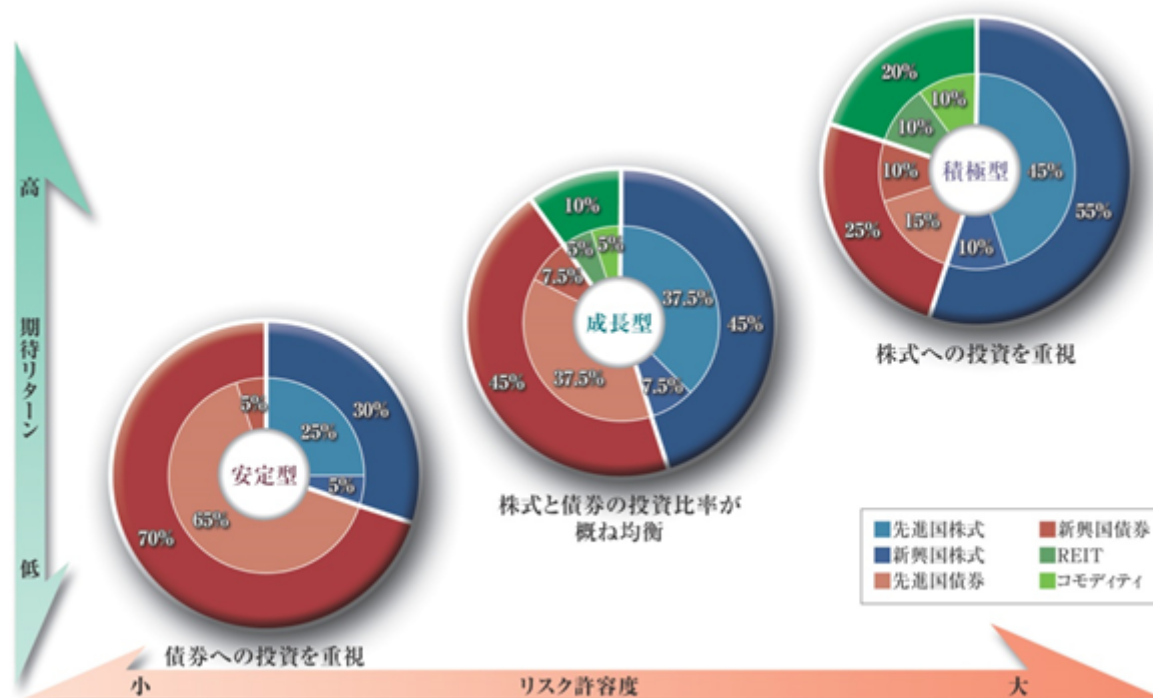
● 長期投資を目的とし、資金の特性に応じて3種類のファンドをご用意しました。

- ・理想的な資産形成のために、リスク許容度等、資金の特性に応じて「安定型」「成長型」「積極型」の3つのファンドよりお選びいただけます。

「安定型」債券への投資を重視することで、安定的な収益確保を目指します。

「成長型」株式と債券の投資比率を概ね均衡させ、REIT、コモディティも投資対象とし、着実な資産成長を目指します。

「積極型」株式への投資を重視し、REIT、コモディティのウェイトを高め、積極的な収益獲得を狙います。



資産クラス		構成割合		
		安定型	成長型	積極型
株式	先進国株式	15～35%	30～45%	40～50%
	新興国株式	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
債券	先進国債券	55～75%	30～45%	10～20%
	新興国債券	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
その他	REIT	0%	0～10%	5～15%
	コモディティ	0%	0～10%	5～15%

※ 上記の円グラフは、各ファンドならびに各資産クラスにおける構成割合の中間値（上限と下限の中間の値）を用いて楽天投信投資顧問株式会社が作成したイメージ図です。運用環境の変化等の理由により、実際のファンド運用における各資産クラスの構成割合は、原則として上表に示した範囲内となります。

※ 上記はいずれも、2019年9月末現在です。

● 世界中の様々な資産にバランス良く分散投資します。

「楽天グローバル・バランス（安定型／成長型／積極型）」の組入対象

上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、世界中の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）等、様々な資産に幅広く分散投資します。

投資対象	内容
先進国株式	米国や世界の先進国における株式市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。
新興国株式	新興国における株式市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。
先進国債券	米国や世界の先進国における債券市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。
新興国債券	新興国における債券市場の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。
REIT	米国や世界の不動産投資信託（REIT）の動向を示す指数の価格または利回り等の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。
コモディティ	コモディティ市場ならびに各コモディティの動向を示す指数の実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標とします。

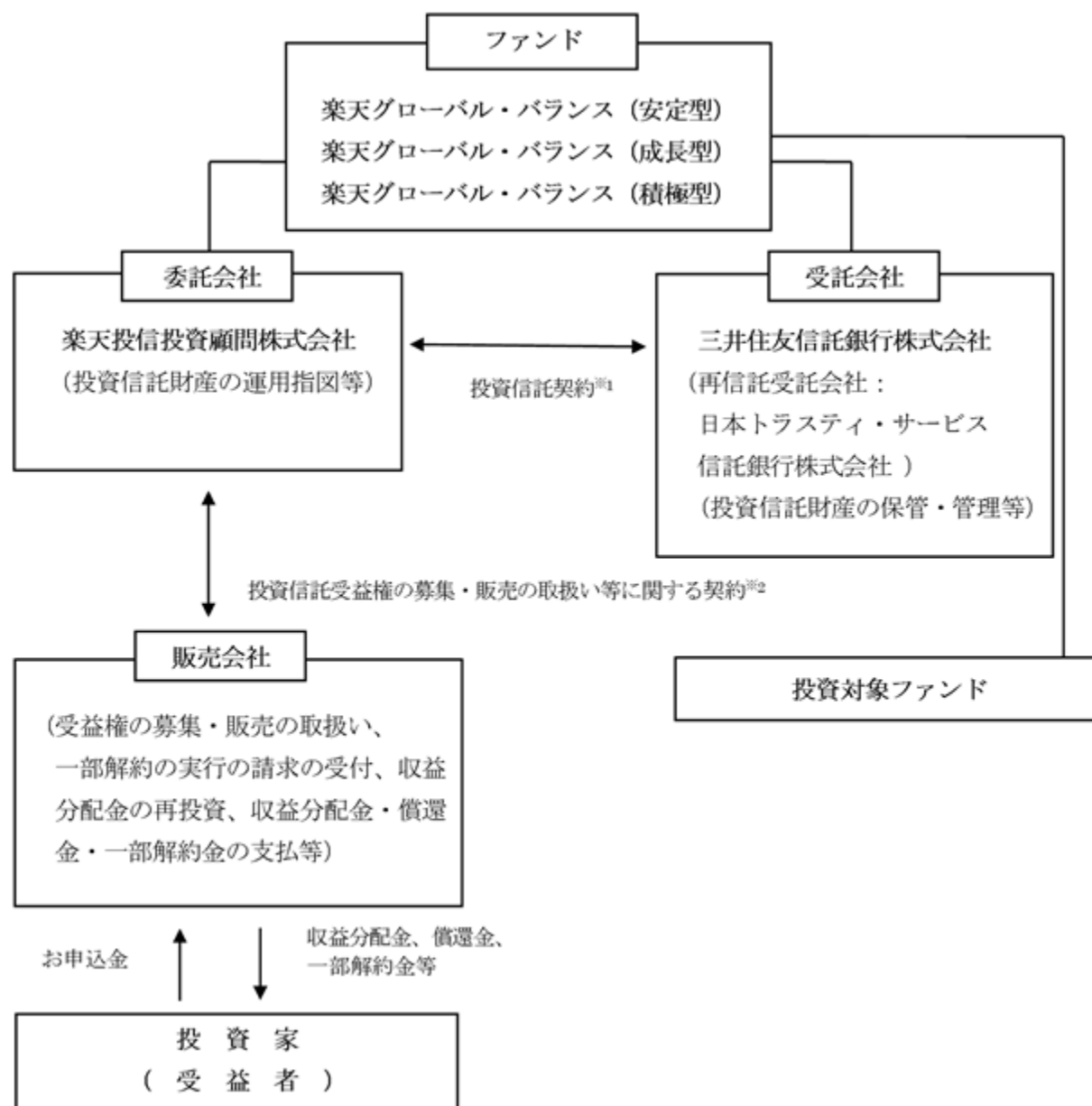
※ 上記は、各投資対象に関する一般的な記述です。実際に組入れる投資信託証券は、原則として、上記の記述に概ね該当する投資信託証券になります。

（２）【ファンドの沿革】

2009年8月7日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

※2「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

②委託会社の概況

イ．資本金の額（2019年9月末日現在）

資本金 150百万円

ロ. 会社の沿革

2006年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立
 2008年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
 2009年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ. 大株主の状況（2019年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①投資態度

イ. 主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）へ実質的に分散投資を行ないます。

ロ. 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券^{*}」といいます。）の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

ハ. 投資方針に従って選択した投資信託証券への資産クラスごとの資産配分は、別に定める基本資産配分とし、基本資産配分に対して概ね中立を維持します。ただし、市場環境の変化等を考慮して、構成する資産クラスやその基本資産配分が将来的に変更される場合があります。

ニ. 組入れた投資信託証券は、定期的にモニターし、この信託全体のリスク分散等を考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。

ホ. 組入れる上場投資信託証券は、指定投資信託証券から定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。

ヘ. 投資信託証券への組入比率は、原則として高位を維持します。

ト. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

チ. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

＊ 指定投資信託証券は、2019年9月末日現在以下の通りです。

世界各国の取引所に上場されている上場投資信託証券のうち、以下の資産クラスに該当する上場投資信託証券

先進国株式（米国、世界株式（除く米国））、新興国株式、先進国債券（米国、世界国債（除く米国））、新興国債券、不動産投資信託（REIT）、商品（コモディティ）

②ファンドのベンチマーク

ファンドにはベンチマークを設けません。

③運用方針

●主な投資対象である指定投資信託証券については基本資産配分を設定します。各指定投資信託証券への基本資産配分は、各資産のリスク・リターン特性、資産間の相関等を考慮して決定します。

●各指定投資信託証券への配分は原則として基本資産配分に対して概ね中立を維持します。ただし、運用環境の変化により基本資産配分比率を変更または調整することがあります。

- 各指定投資信託証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。（2019年9月末現在）

資産クラス		構成割合		
		安定型	成長型	積極型
株式	先進国株式	15～35%	30～45%	40～50%
	新興国株式	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
債券	先進国債券	55～75%	30～45%	10～20%
	新興国債券	0～10%	2.5～12.5%	5～15%
その他	R E I T	0%	0～10%	5～15%
	コモディティ	0%	0～10%	5～15%

- ただし、上記の基本資産配分については、流動性の変化やリスク・リターン特性の変化等に対応して、将来的に、比率の変更または資産の変更を行なう可能性があります。

実際のポートフォリオは、基本資産配分を変更することなく、他の資産を一時的にポートフォリオに組入れる可能性があります。

（２）【投資対象】

①投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．金銭債権
- ３．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- １．為替手形

②投資対象とする有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ５．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行なうことができます。

③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④その他の投資対象

イ. 上記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ロ. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

ハ. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的としてまたは再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

⑤投資対象の候補とする投資信託証券の概要

以下は、2019年9月末現在当ファンドが投資対象の候補とする投資信託証券の概要について、委託会社が知りうる情報を基に作成されたものです。

今後、記載事項は変更される場合があります。

ファンドの名称	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ500インデックスによって代表される米国の大型株の価格および利回り実績と同等水準の投資成果（報酬および経費控除前）を目指しています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ MSCI EAFE ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、MSCI EAFE インデックスの価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ 世界国債UCITS ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、シティグループG7インデックスのパフォーマンスを反映したトータル・リターンを提供することを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド 管理会社：ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 保管銀行：ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド 事務代行者：ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド

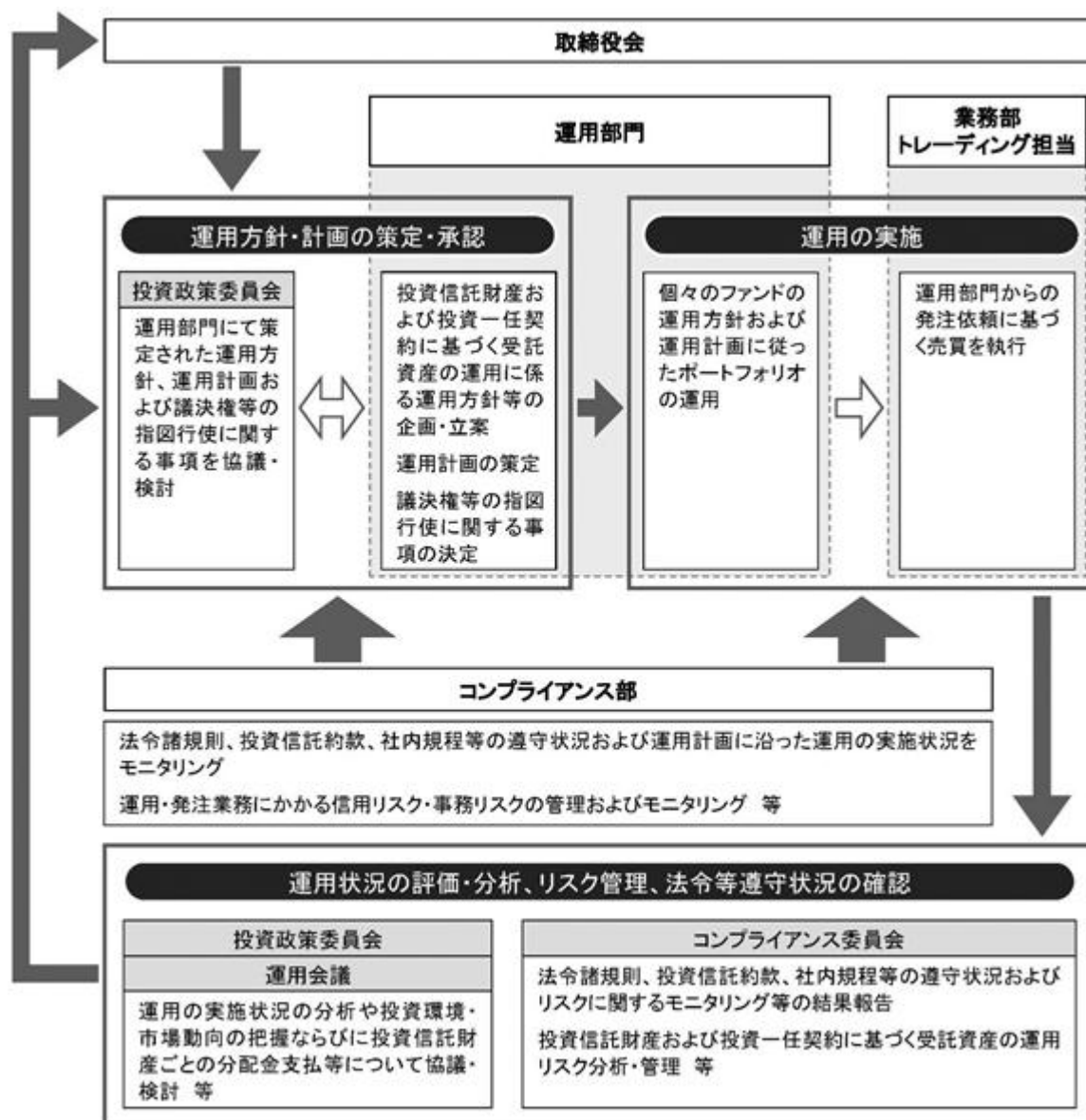
ファンドの名称	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券UCITS ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、J.P.モルガンEMBIグローバル・コア・インデックスのパフォーマンスを反映したトータル・リターンを提供することを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド 管理会社：ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド 保管銀行：ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド 事務代行者：ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド

ファンドの名称	iシェアーズ 米国不動産 ETF
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、ダウ・ジョーンズ米国不動産インデックスの価格および利回りの実績に概ね対応する投資成果（手数料および経費控除前）をあげることがを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ 受託者・事務代行者・保管銀行・名義書換代理人： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ファンドの名称	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト
表示通貨	米ドル
ファンドの目的 および基本的性格	当ファンドは、iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・インベスティング・プール LLC（「投資プール」）への投資を通じて、S&P GSCI™ トータル・リターン指数の実績に概ね対応する投資成果（トラスト・投資プールの費用および債務控除前）をあげることを目標としています。
ファンドの 関係法人	運用会社(スポンサー)： iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー 受託者： ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. 事務代行者： ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー デラウェア受託者： ウィルミントン・トラスト・カンパニー

(3) 【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
 - ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
 - ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
 - ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
 - ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。
- ※ 運用体制は2019年9月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。
- ※ 当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎年8月20日の年1回。ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ハ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

②収益の分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①投資信託約款に定める投資制限

イ．株式

株式への直接投資は行ないません。

ロ．投資信託証券

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ハ．外貨建資産

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ニ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ヘ. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行なうことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) (a) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、(b) の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a) の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

ト. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (a) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

チ. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

②法令に定める投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

①ファンドの主なリスクおよび留意点

ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。ファンドの収益や投資利回り等も未確定の商品です。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

ファンドが投資する投資信託証券に組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でファンドを購入した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

イ. 価格変動リスク

取引所に上場されている投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行なわれ、市場の需給を受けて価格が決定します。この市場価格の下落により、基準価額が変動することがあります。

ロ. 株価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

ハ. 金利変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション[※]が長いほど大きくなります。

※デュレーションとは、「債券投資の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

ニ. 為替変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、日本以外の外国の有価証券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。為替レートは投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により大幅に変動します。

ファンドは実質的に保有する外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。

ホ. カントリー・リスク

投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

ヘ. 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額の変動リスク

解約資金を手当するため、保有する有価証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

ト. 信用リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

チ. 物価変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には各国の物価連動国債を投資対象とする場合があります。各国における物価の下落（上昇）は、その国の物価連動国債の元本および利払い額を減少（増加）させ、基準価額の変動要因となります。

リ. 不動産市場に関するリスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的にはREITを投資対象とする場合があります。REITの価格は当該REITが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。REITの価格が変動すればファンドの基準価額が変動する要因となります。

ヌ. 流動性リスク

取引所に上場されている投資信託証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能となるリスクがあります。例えば、市況動向や取引所に上場されている投資信託証券の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入れている取引所に上場されている投資信託証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ル. 商品市況の変動リスク

投資信託証券への投資を通じて、実質的には商品先物取引を投資対象とする場合があります。商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係や為替、金利、天候、景気、農業生産、貿易動向、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）で変動します。商品先物取引の価格が変動した場合には、ファンドの基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ヲ. その他の留意点

- (a) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

- 委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



***全社的リスク管理**

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行なっています。

***運用状況の評価・分析とリスク管理**

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ない、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行ないます。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

***上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。**

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 楽天グローバル・バランス（安定型）

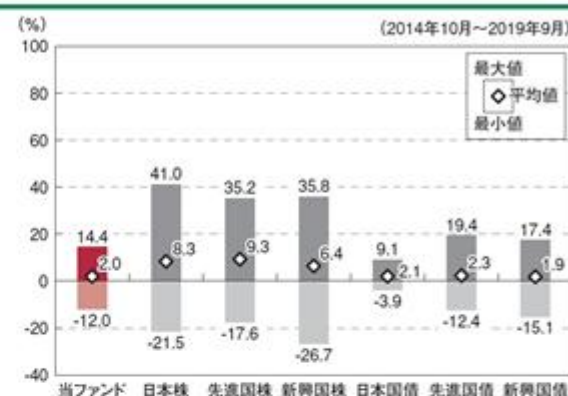


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

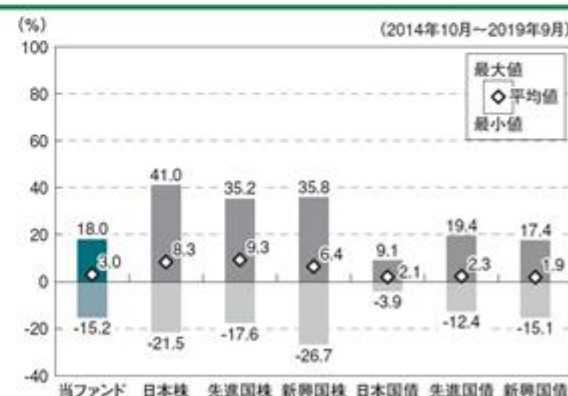
楽天グローバル・バランス（成長型）



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 楽天グローバル・バランス（積極型）

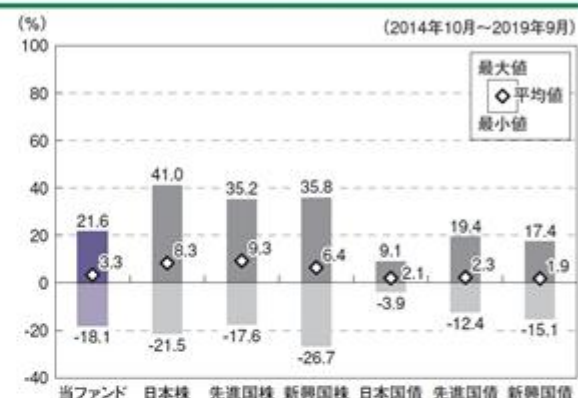


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株……S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株……S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株……S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債……ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債：日本インデックス（円ベース）

先進国国債……ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債（日本除く）インデックス（円ベース）

新興国国債……ブルームバーグ・バークレイズ新興市場国通貨建て高流動性国債インデックス（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.30%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

各ファンド間の乗り換え（「スイッチング」）の場合には、別途販売会社の定める手数料率が適用されることがあります。ただし、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

また、販売会社によっては、償還乗換えおよび償還前乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

スイッチング、償還乗換えおよび償還前乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

- ①換金（解約）手数料はありません。
- ②信託財産留保額ははありません。
- ③換金の詳細については販売会社にお問い合わせください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.023%（税抜0.93%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

純資産総額	200億円以下の部分	200億円超500億円以下の部分	500億円超の部分	
委託会社	年0.44% (税抜0.4%)	年0.385% (税抜0.35%)	年0.33% (税抜0.3%)	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.55% (税抜0.5%)	年0.605% (税抜0.55%)	年0.66% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.033% (税抜0.03%)			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
合計	年1.023% (税抜0.93%)			

信託報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬にかかる消費税等および地方消費税に相当する額は、投資信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託会社に対して支払われます。

※1 税額は、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

※2 なお、各ファンドが投資する投資対象ファンドにおいて管理報酬等が別途かかります。各投資対象ファンドの管理報酬等は、概ね0.04～0.75%程度になると考えられますが、各投資対象ファンドにより管理報酬等が異なることや各投資対象ファンドの組入比率により実質的な組入ファンドの管理報酬等が変動すること等から、一律に費用を明示することができません。

※投資対象の候補とする投資信託証券の管理報酬等

（純資産総額に対する年率）

投資対象の候補とする投資信託証券の名称	管理報酬率※1 (税抜)
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	0.04%
iシェアーズ MSCI EAFE ETF	0.32%
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	0.67%
iシェアーズ 世界国債UCITS ETF	0.20%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券UCITS ETF	0.45%
iシェアーズ 米国不動産 ETF	0.42%
i シェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	0.75%

※1 管理報酬率に段階料率がある投資信託証券については最高料率を記載しています。

※2 上記の内容は2019年9月30日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成されたものであり、上記の管理報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ②投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟・係争物たる権利、その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ③投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は、取引のつど投資信託財産中から支弁します。
- ④投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

※その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

①個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行なうこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	—	5%	20%

（注1） 所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2） 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注3） 2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

②法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	—	15%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（2019年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	92,732,774	98.24
内 アメリカ	27,063,659	28.67
内 アイルランド	65,669,115	69.57
短期金融資産、その他（負債控除後）	1,658,727	1.76
純資産総額	94,391,501	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（2019年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	276,165,003	99.54
内 アメリカ	152,112,400	54.83
内 アイルランド	124,052,603	44.71
短期金融資産、その他（負債控除後）	1,279,520	0.46
純資産総額	277,444,523	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（2019年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	1,875,196,650	98.75
内 アメリカ	1,393,683,382	73.39
内 アイルランド	481,513,268	25.36
短期金融資産、その他（負債控除後）	23,801,223	1.25
純資産総額	1,898,997,873	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

(2019年9月30日現在)

	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	5,025	12,229.60	61,453,767	12,163.66	61,122,408	64.75
2	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	1,768	6,759.02	11,949,964	7,011.56	12,396,442	13.13
3	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	322	31,736.03	10,219,003	32,052.23	10,320,821	10.93
4	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズJ.P.モルガ ン・米ドル建てエマー ジング・マーケット債 券 UCITS ETF	373	12,200.35	4,550,732	12,189.56	4,546,707	4.82
5	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI エ マージング・マーケッ ト ETF	991	4,284.42	4,245,864	4,385.86	4,346,396	4.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
投資信託証券	98.24
合計	98.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（2019年9月30日現在）

	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	8,494	12,230.57	103,886,492	12,163.66	103,318,155	37.24
2	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	7,907	6,759.02	53,443,647	7,011.56	55,440,424	19.98
3	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	1,492	31,736.03	47,350,163	32,052.23	47,821,942	17.24
4	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズJ.P.モルガ ン・米ドル建てエマー ジング・マーケット債 券 UCITS ETF	1,701	12,200.35	20,752,805	12,189.56	20,734,448	7.47
5	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI エ マージング・マーケッ ト ETF	4,568	4,284.42	19,571,248	4,385.86	20,034,648	7.22
6	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ 米国不動 産 ETF	1,558	9,949.14	15,500,768	10,057.06	15,668,907	5.65
7	アメリ カ	投資信託 証券	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・イン デックス・トラスト	8,009	1,603.69	12,843,963	1,641.46	13,146,479	4.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
投資信託証券	99.54
合計	99.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（2019年9月30日現在）

	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	66,293	6,759.02	448,076,349	7,011.56	464,817,506	24.48
2	アメリカ	投資信託 証券	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	11,872	31,736.03	376,770,200	32,052.23	380,524,193	20.04
3	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	23,959	12,230.57	293,032,313	12,163.66	291,429,207	15.35
4	アメリカ	投資信託 証券	iシェアーズ 米国不動 産 ETF	19,276	9,949.14	191,779,715	10,057.06	193,859,981	10.21
5	アイル ランド	投資信託 証券	iシェアーズJ.P.モルガ ン・米ドル建てエマー ジング・マーケット債 券 UCITS ETF	15,594	12,200.35	190,252,351	12,189.56	190,084,061	10.01
6	アメリカ	投資信託 証券	iシェアーズ MSCI エ マージング・マーケッ ト ETF	40,504	4,284.42	173,536,310	4,385.86	177,645,230	9.35
7	アメリカ	投資信託 証券	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・イン デックス・トラスト	107,731	1,603.69	172,767,257	1,641.46	176,836,472	9.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（%）
投資信託証券	98.75
合計	98.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2019年9月30日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (百万円)	(分配付) (百万円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (2009年8月7日)	5	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2010年8月20日)	325	325	0.8891	0.8891
第2計算期間末 (2011年8月22日)	59	59	0.8431	0.8431
第3計算期間末 (2012年8月20日)	41	41	0.8788	0.8788
第4計算期間末 (2013年8月20日)	51	51	1.0845	1.0845
第5計算期間末 (2014年8月20日)	61	61	1.2165	1.2165
第6計算期間末 (2015年8月20日)	85	85	1.3492	1.3492
第7計算期間末 (2016年8月22日)	83	83	1.1816	1.1816
第8計算期間末 (2017年8月21日)	90	90	1.2864	1.2864
第9計算期間末 (2018年8月20日)	77	77	1.2926	1.2926
2018年9月末日	79	—	1.3331	—
10月末日	77	—	1.2827	—
11月末日	77	—	1.2969	—
12月末日	75	—	1.2583	—
2019年1月末日	77	—	1.2716	—
2月末日	79	—	1.3014	—
3月末日	80	—	1.3151	—
4月末日	81	—	1.3269	—
5月末日	80	—	1.2921	—
6月末日	81	—	1.3126	—
7月末日	93	—	1.3206	—
第10計算期間末 (2019年8月20日)	92	92	1.3042	1.3042
8月末日	92	—	1.3083	—
9月末日	94	—	1.3226	—

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (百万円)	(分配付) (百万円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (2009年8月7日)	6	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2010年8月20日)	307	307	0.9176	0.9176
第2計算期間末 (2011年8月22日)	325	325	0.8709	0.8709
第3計算期間末 (2012年8月20日)	384	384	0.9549	0.9549
第4計算期間末 (2013年8月20日)	427	427	1.2229	1.2229
第5計算期間末 (2014年8月20日)	292	292	1.4029	1.4029
第6計算期間末 (2015年8月20日)	261	261	1.5557	1.5557
第7計算期間末 (2016年8月22日)	232	232	1.3354	1.3354
第8計算期間末 (2017年8月21日)	270	270	1.5020	1.5020
第9計算期間末 (2018年8月20日)	266	266	1.5602	1.5602
2018年9月末日	278	—	1.6196	—
10月末日	266	—	1.5380	—
11月末日	269	—	1.5513	—
12月末日	257	—	1.4713	—
2019年1月末日	267	—	1.5158	—
2月末日	277	—	1.5652	—
3月末日	277	—	1.5818	—
4月末日	283	—	1.6116	—
5月末日	273	—	1.5473	—
6月末日	280	—	1.5770	—
7月末日	279	—	1.5922	—
第10計算期間末 (2019年8月20日)	273	273	1.5507	1.5507
8月末日	275	—	1.5551	—
9月末日	277	—	1.5848	—

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (百万円)	(分配付) (百万円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (2009年8月7日)	133	—	1.0000	—
第1計算期間末 (2010年8月20日)	592	592	0.9321	0.9321
第2計算期間末 (2011年8月22日)	667	667	0.8771	0.8771
第3計算期間末 (2012年8月20日)	842	842	0.9993	0.9993
第4計算期間末 (2013年8月20日)	1,167	1,167	1.2903	1.2903
第5計算期間末 (2014年8月20日)	1,134	1,134	1.5101	1.5101
第6計算期間末 (2015年8月20日)	1,491	1,491	1.6504	1.6504
第7計算期間末 (2016年8月22日)	1,395	1,395	1.3931	1.3931
第8計算期間末 (2017年8月21日)	1,697	1,697	1.6016	1.6016
第9計算期間末 (2018年8月20日)	1,865	1,865	1.7001	1.7001
2018年9月末日	1,948	—	1.7740	—
10月末日	1,839	—	1.6670	—
11月末日	1,858	—	1.6772	—
12月末日	1,730	—	1.5614	—
2019年1月末日	1,825	—	1.6340	—
2月末日	1,871	—	1.6976	—
3月末日	1,897	—	1.7153	—
4月末日	1,946	—	1.7587	—
5月末日	1,853	—	1.6719	—
6月末日	1,908	—	1.7075	—
7月末日	1,920	—	1.7273	—
第10計算期間末 (2019年8月20日)	1,858	1,858	1.6643	1.6643
8月末日	1,863	—	1.6687	—
9月末日	1,898	—	1.7113	—

②【分配の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	収益率(%)
第1計算期間	△11.1
第2計算期間	△5.2
第3計算期間	4.2
第4計算期間	23.4
第5計算期間	12.2
第6計算期間	10.9
第7計算期間	△12.4
第8計算期間	8.9
第9計算期間	0.5
第10計算期間	0.9

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	収益率(%)
第1計算期間	△8.2
第2計算期間	△5.1
第3計算期間	9.6
第4計算期間	28.1
第5計算期間	14.7
第6計算期間	10.9
第7計算期間	△14.2
第8計算期間	12.5
第9計算期間	3.9
第10計算期間	△0.6

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	収益率(%)
第1計算期間	△6.8
第2計算期間	△5.9
第3計算期間	13.9
第4計算期間	29.1
第5計算期間	17.0
第6計算期間	9.3
第7計算期間	△15.6
第8計算期間	15.0
第9計算期間	6.2
第10計算期間	△2.1

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

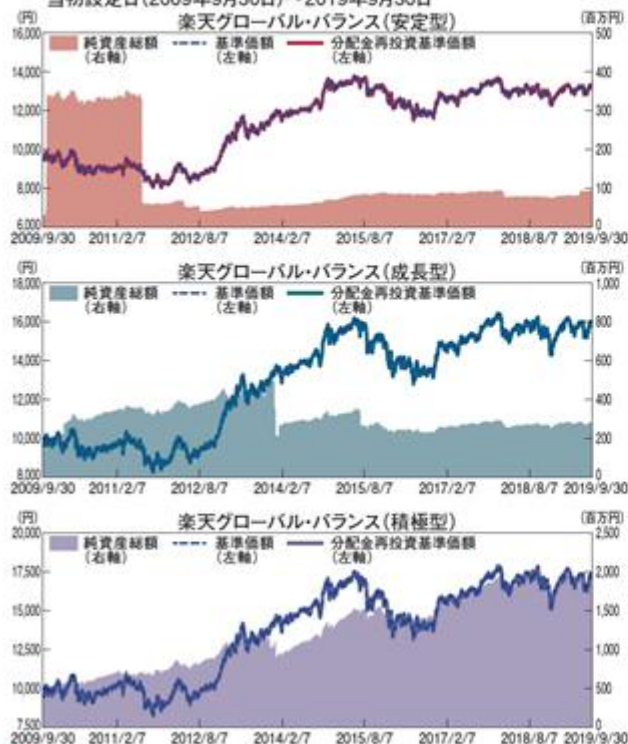
(参考情報) 運用実績

2019年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

当初設定日(2009年9月30日)～2019年9月30日



楽天グローバル・バランス(安定型)

基準価額	13,226円
純資産総額	94百万円

楽天グローバル・バランス(成長型)

基準価額	15,848円
純資産総額	277百万円

楽天グローバル・バランス(積極型)

基準価額	17,113円
純資産総額	1,898百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

楽天グローバル・バランス(安定型)

決算期	第6期 2015年8月	第7期 2016年8月	第8期 2017年8月	第9期 2018年8月	第10期 2019年8月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天グローバル・バランス(成長型)

決算期	第6期 2015年8月	第7期 2016年8月	第8期 2017年8月	第9期 2018年8月	第10期 2019年8月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天グローバル・バランス(積極型)

決算期	第6期 2015年8月	第7期 2016年8月	第8期 2017年8月	第9期 2018年8月	第10期 2019年8月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

楽天グローバル・バランス(安定型)

	銘柄名	投資比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	64.8
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	13.1
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	10.9
4	iシェアーズJ.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	4.8
5	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	4.6
	短期金融資産、その他	1.8
合計		100.0

楽天グローバル・バランス(成長型)

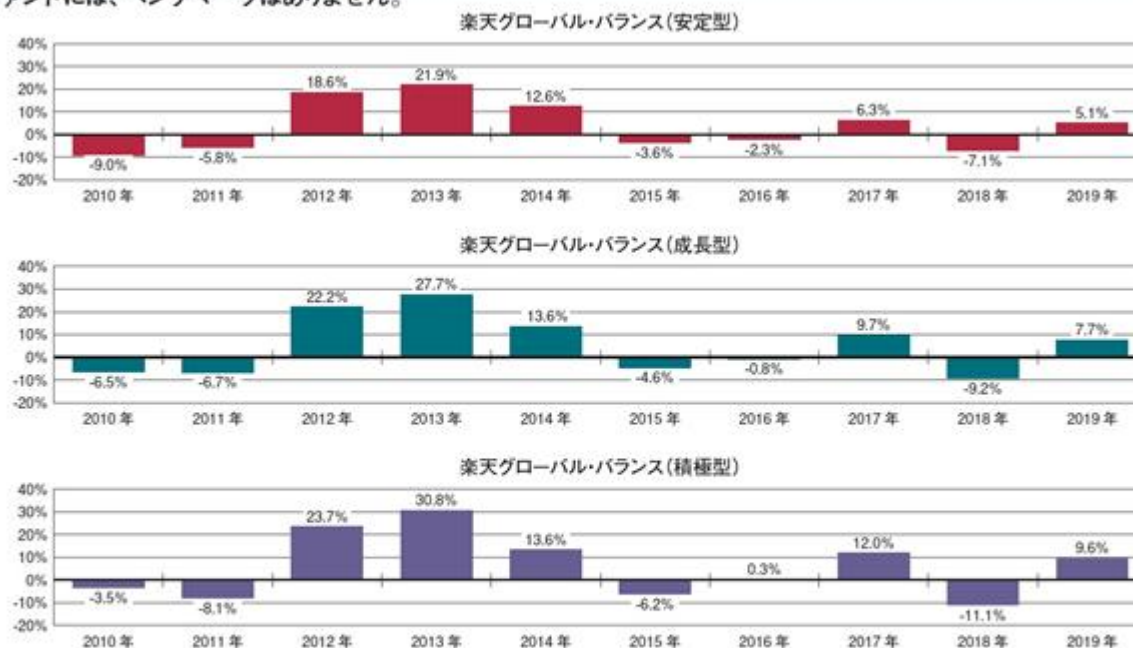
	銘柄名	投資比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	37.2
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	20.0
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	17.2
4	iシェアーズJ.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	7.5
5	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	7.2
6	iシェアーズ 米国不動産 ETF	5.6
7	iシェアーズ S&P GSCI TM コモディティ・インデックス・トラスト	4.7
	短期金融資産、その他	0.5
合計		100.0

楽天グローバル・バランス(積極型)

	銘柄名	投資比率 (%)
1	iシェアーズ MSCI EAFE ETF	24.5
2	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	20.0
3	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	15.3
4	iシェアーズ 米国不動産 ETF	10.2
5	iシェアーズJ.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	10.0
6	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	9.4
7	iシェアーズ S&P GSCI TM コモディティ・インデックス・トラスト	9.3
	短期金融資産、その他	1.3
合計		100.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2019年は9月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	367,617,386	2,042,352	365,575,034
第2計算期間	11,866,465	307,263,804	70,177,695
第3計算期間	10,039,824	33,157,259	47,060,260
第4計算期間	11,229,098	10,629,228	47,660,130
第5計算期間	8,812,387	6,235,742	50,236,775
第6計算期間	16,726,486	3,620,243	63,343,018
第7計算期間	9,039,177	1,557,424	70,824,771
第8計算期間	7,021,826	7,808,648	70,037,949
第9計算期間	9,622,808	19,811,038	59,849,719
第10計算期間	15,090,292	3,889,891	71,050,120

（注）当初申込期間中の設定数量は5,270,000口です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	336,286,070	1,716,199	334,569,871
第2計算期間	43,558,926	4,563,894	373,564,903
第3計算期間	35,807,727	6,555,951	402,816,679
第4計算期間	42,744,824	95,659,142	349,902,361
第5計算期間	119,181,784	260,239,983	208,844,162
第6計算期間	32,012,669	72,448,944	168,407,887
第7計算期間	32,973,511	27,500,274	173,881,124
第8計算期間	16,566,118	10,511,317	179,935,925
第9計算期間	15,585,932	24,439,487	171,082,370
第10計算期間	15,710,631	10,161,590	176,631,411

（注）当初申込期間中の設定数量は6,970,000口です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	789,131,207	153,837,539	635,293,668
第2計算期間	229,554,897	104,176,181	760,672,384
第3計算期間	219,639,082	136,849,462	843,462,004
第4計算期間	186,142,982	124,533,898	905,071,088
第5計算期間	363,373,206	517,040,292	751,404,002
第6計算期間	207,792,798	55,251,541	903,945,259
第7計算期間	216,046,884	117,979,891	1,002,012,252
第8計算期間	147,020,626	89,334,605	1,059,698,273
第9計算期間	138,585,940	100,927,715	1,097,356,498
第10計算期間	129,287,407	109,773,309	1,116,870,596

（注）当初申込期間中の設定数量は133,618,320口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、取得の申込みはできません。
- (2) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。
- (3) ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.24%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。
- ※税法が改正された場合等には、上記手数料が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、換金の請求はできません。
- (2) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた当該請求の受付を取消することがあります。

- (3) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。一部解約の価額は、販売会社において確認できます。一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。
- 詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ②ファンドの基準価額（1万口当たりで発表されます。）は毎営業日算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に基準価額が掲載されます。

《委託会社のお問い合わせ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は原則として無期限です。ただし、下記「（５）その他 １）信託の終了（繰上償還）」の場合には、信託を終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年8月21日から翌年8月20日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（５）【その他】

１）信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- ａ 受益者の解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合
- ｂ 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき
- ｃ やむを得ない事情が発生したとき

ロ．上記イ．に該当する場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、投資信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）投資信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上この投資信託約款を変更すること、またはファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。投資信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知れたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「４）書面決議」の規定に従います。

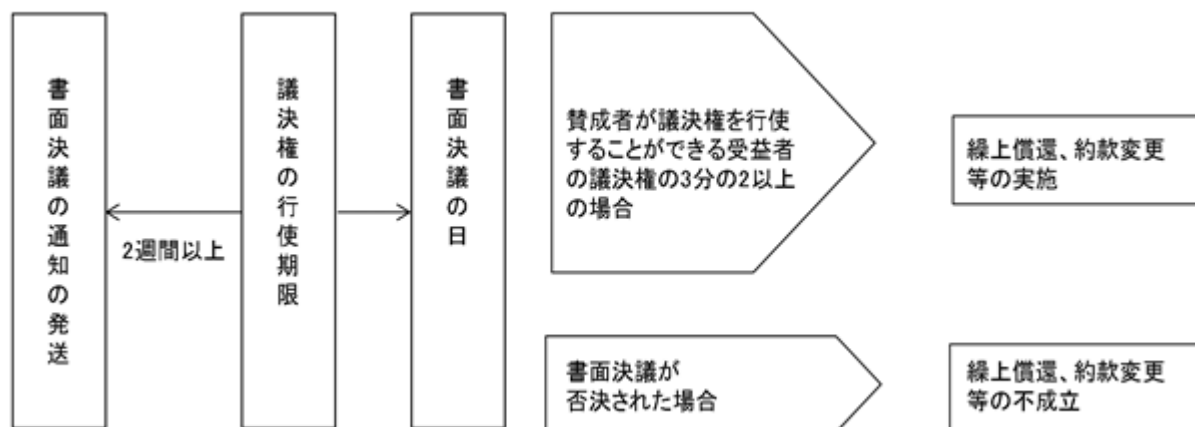
３）関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4) 書面決議

- イ. 繰上償還、重大な約款の変更等に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。
- ロ. 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。受益者が議決権を行行使しない時は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ハ. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ニ. 繰上償還、重大な約款の変更等に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ホ. ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

6) 運用報告書の作成

- イ. 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- ロ. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。
<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>
- ハ. 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

7) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

8) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、投資信託約款を解約し、信託を終了させます。

9) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

10) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

11) 投資信託契約に関する疑義の取扱い

投資信託契約の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

（詳しくは、上記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

楽天グローバル・バランス（安定型）／（成長型）／（積極型）

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当計算期間（2018年8月21日から2019年8月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天グローバル・バランス（安定型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	662,756	431,313
コール・ローン	1,084,351	2,528,260
投資信託受益証券	76,029,051	90,127,886
未収配当金	15,734	17,958
流動資産合計	77,791,892	93,105,417
資産合計	77,791,892	93,105,417
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	12,499	13,432
未払委託者報酬	374,884	402,857
その他未払費用	40,430	28,048
流動負債合計	427,813	444,337
負債合計	427,813	444,337
純資産の部		
元本等		
元本	59,849,719	71,050,120
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,514,360	21,610,960
（分配準備積立金）	11,127,856	10,841,397
元本等合計	77,364,079	92,661,080
純資産合計	77,364,079	92,661,080
負債純資産合計	77,791,892	93,105,417

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
営業収益		
受取配当金	1,305,329	1,379,630
受取利息	141	1,418
有価証券売買等損益	67,953	3,331,281
為替差損益	472,889	△2,898,100
営業収益合計	1,846,312	1,814,229
営業費用		
支払利息	1,679	1,556
受託者報酬	27,523	26,102
委託者報酬	825,605	782,888
その他費用	504,252	473,969
営業費用合計	1,359,059	1,284,515
営業利益又は営業損失（△）	487,253	529,714
経常利益又は経常損失（△）	487,253	529,714
当期純利益又は当期純損失（△）	487,253	529,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	453,353	13,127
期首剰余金又は期首欠損金（△）	20,055,811	17,514,360
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,177,442	4,719,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,177,442	4,719,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,752,793	1,139,448
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,752,793	1,139,448
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	17,514,360	21,610,960

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	59,849,719口	71,050,120口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2926円 (12,926円)	1.3042円 (13,042円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期	当期
	自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（31,060円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,145,669円）及び分配準備積立金（11,096,796円）より分配対象額は21,273,525円（1万口当たり3,554.49円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（394,370円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,818,057円）及び分配準備積立金（10,447,027円）より分配対象額は25,659,454円（1万口当たり3,611.45円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△524,729	3,363,490
合計	△524,729	3,363,490

(デリバティブ取引に関する注記)

前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
元本の推移		
期首元本額	70,037,949円	59,849,719円
期中追加設定元本額	9,622,808円	15,090,292円
期中一部解約元本額	19,811,038円	3,889,891円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	322	94,690.54
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	1,768	110,729.84
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	991	39,342.70
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	4,925	558,150.25
		iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	373	42,167.65
	アメリカ・ドル 小計		8,379	845,080.98 (90,127,886)
投資信託受益証券 合計			8,379	845,080.98 [90,127,886]
合計				845,080.98 [90,127,886]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【楽天グローバル・バランス（成長型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	719,505	866,711
コール・ローン	7,054,905	4,320,471
投資信託受益証券	260,491,984	270,132,321
未収配当金	74,307	81,890
流動資産合計	268,340,701	275,401,393
資産合計	268,340,701	275,401,393
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5
未払受託者報酬	42,200	44,827
未払委託者報酬	1,265,870	1,344,760
その他未払費用	111,963	111,392
流動負債合計	1,420,033	1,500,984
負債合計	1,420,033	1,500,984
純資産の部		
元本等		
元本	171,082,370	176,631,411
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	95,838,298	97,268,998
（分配準備積立金）	50,631,788	49,590,598
元本等合計	266,920,668	273,900,409
純資産合計	266,920,668	273,900,409
負債純資産合計	268,340,701	275,401,393

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
営業収益		
受取配当金	5,000,830	5,275,778
受取利息	691	5,430
有価証券売買等損益	6,273,045	6,274,179
為替差損益	2,577,606	△9,607,276
営業収益合計	13,852,172	1,948,111
営業費用		
支払利息	6,859	4,558
受託者報酬	88,546	88,625
委託者報酬	2,656,072	2,658,520
その他費用	687,655	651,903
営業費用合計	3,439,132	3,403,606
営業利益又は営業損失（△）	10,413,040	△1,455,495
経常利益又は経常損失（△）	10,413,040	△1,455,495
当期純利益又は当期純損失（△）	10,413,040	△1,455,495
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,531,288	107,623
期首剰余金又は期首欠損金（△）	90,332,463	95,838,298
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,973,574	8,678,535
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,973,574	8,678,535
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,349,491	5,684,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,349,491	5,684,717
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	95,838,298	97,268,998

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	171,082,370口	176,631,411口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5602円 (15,602円)	1.5507円 (15,507円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（3,534,019円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,206,510円）及び分配準備積立金（47,097,769円）より分配対象額は95,838,298円（1万口当たり5,601.88円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,794,063円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（50,587,999円）及び分配準備積立金（47,796,535円）より分配対象額は100,178,597円（1万口当たり5,671.61円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,776,482	6,076,436
合計	4,776,482	6,076,436

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期	当期
	自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
元本の推移		
期首元本額	179,935,925円	171,082,370円
期中追加設定元本額	15,585,932円	15,710,631円
期中一部解約元本額	24,439,487円	10,161,590円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	1,492	438,752.44
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	7,907	495,215.41
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	4,568	181,349.60
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	8,494	962,625.02
		iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	1,701	192,298.05
		iシェアーズ 米国不動産 ETF	1,558	143,632.02
		iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト	8,009	119,013.74
	アメリカ・ドル	小計	33,729	2,532,886.28 (270,132,321)
投資信託受益証券 合計			33,729	2,532,886.28 [270,132,321]
合計				2,532,886.28 [270,132,321]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 7銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【楽天グローバル・バランス（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,803,299	3,295,004
コール・ローン	45,764,852	22,286,101
投資信託受益証券	1,826,215,784	1,842,745,913
未収配当金	714,484	750,724
流動資産合計	1,875,498,419	1,869,077,742
資産合計	1,875,498,419	1,869,077,742
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,001	28,762
未払受託者報酬	290,930	305,295
未払委託者報酬	8,727,834	9,158,652
その他未払費用	865,197	817,208
流動負債合計	9,924,962	10,309,917
負債合計	9,924,962	10,309,917
純資産の部		
元本等		
元本	1,097,356,498	1,116,870,596
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	768,216,959	741,897,229
（分配準備積立金）	340,044,557	326,120,180
元本等合計	1,865,573,457	1,858,767,825
純資産合計	1,865,573,457	1,858,767,825
負債純資産合計	1,875,498,419	1,869,077,742

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
営業収益		
受取配当金	38,446,440	40,064,037
受取利息	5,321	20,522
有価証券売買等損益	69,846,642	8,502,539
為替差損益	17,284,607	△65,828,975
営業収益合計	125,583,010	△17,241,877
営業費用		
支払利息	45,947	30,998
受託者報酬	591,034	606,302
委託者報酬	17,730,873	18,188,800
その他費用	2,382,529	2,178,592
営業費用合計	20,750,383	21,004,692
営業利益又は営業損失（△）	104,832,627	△38,246,569
経常利益又は経常損失（△）	104,832,627	△38,246,569
当期純利益又は当期純損失（△）	104,832,627	△38,246,569
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,574,444	△355,061
期首剰余金又は期首欠損金（△）	637,475,750	768,216,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,764,528	88,271,364
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,764,528	88,271,364
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,281,502	76,699,586
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,281,502	76,699,586
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	768,216,959	741,897,229

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客直物電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,097,356,498口	1,116,870,596口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7001円 (17,001円)	1.6643円 (16,643円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（30,904,537円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（25,674,903円）、投資信託約款に規定される収益調整金（428,172,402円）及び分配準備積立金（283,465,117円）より分配対象額は768,216,959円（1万口当たり7,000.61円）であります。分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（18,162,417円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（441,348,643円）及び分配準備積立金（307,957,763円）より分配対象額は767,468,823円（1万口当たり6,871.60円）であります。分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券及びデリバティブのほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、為替予約取引であり、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範囲内で行います。これらの取引には為替変動リスクなどがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	65,427,692	8,368,938
合計	65,427,692	8,368,938

(デリバティブ取引に関する注記)

前期 2018年8月20日現在	当期 2019年8月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期 自 2017年8月22日 至 2018年8月20日	当期 自 2018年8月21日 至 2019年8月20日
元本の推移		
期首元本額	1,059,698,273円	1,097,356,498円
期中追加設定元本額	138,585,940円	129,287,407円
期中一部解約元本額	100,927,715円	109,773,309円

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	12,172	3,579,420.04
		iシェアーズ MSCI EAFE ETF	66,293	4,151,930.59
		iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF	40,504	1,608,008.80
		iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	23,959	2,715,273.47
		iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	15,594	1,762,901.70
		iシェアーズ 米国不動産 ETF	20,176	1,860,025.44
		iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト	107,731	1,600,882.66
	アメリカ・ドル	小計	286,429	17,278,442.70 (1,842,745,913)
投資信託受益証券 合計			286,429	17,278,442.70 [1,842,745,913]
合計				17,278,442.70 [1,842,745,913]

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

- 1.各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 7銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（2019年9月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	95,722,483円
II 負債総額	1,330,982円
III 純資産総額（I－II）	94,391,501円
IV 発行済数量	71,366,575口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.3226円

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（2019年9月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	277,780,840円
II 負債総額	336,317円
III 純資産総額（I－II）	277,444,523円
IV 発行済数量	175,068,225口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.5848円

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（2019年9月30日現在）

項目	金額または口数
I 資産総額	1,901,583,210円
II 負債総額	2,585,337円
III 純資産総額（I－II）	1,898,997,873円
IV 発行済数量	1,109,695,301口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.7113円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替期間の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定のほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2019年9月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間ににおける資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機構

① 取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

② 監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

- ① 投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。
- ② 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。
- ③ 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。
- ④ コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行ない、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行なっています。

2019年9月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	46本	213,349百万円
合 計	46本	213,349百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（2018年4月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2018年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	670,928	749,355
金銭の信託	1,300,000	1,300,000
前払費用	2,915	6,087
未収委託者報酬	173,836	118,904
立替金	—	12,980
その他	5,000	5,000
流動資産計	2,152,681	2,192,328
固定資産		
有形固定資産	※ 1 36,926	※ 1 34,138
建物（純額）	23,218	20,816
器具備品（純額）	13,707	13,321
無形固定資産	—	19,448
ソフトウェア	—	19,448
投資その他の資産	24,109	51,609
投資有価証券	14,291	39,373
長期前払費用	644	405
繰延税金資産	9,172	11,830
固定資産計	61,035	105,195
資産合計	2,213,716	2,297,524

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2018年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	3,131	5,949
未払費用	94,055	86,606
未払消費税等	9,375	11,091
未払法人税等	32,716	6,212
賞与引当金	14,916	12,138
役員賞与引当金	8,000	3,195
流動負債計	162,194	125,191
固定負債		
退職給付引当金	—	3,366
資産除去債務	5,699	5,699
固定負債計	5,699	9,065
負債合計	167,894	134,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,266,597	1,385,144
利益剰余金合計	1,266,597	1,385,144
株主資本合計	2,046,314	2,164,860
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△491	△1,593
評価・換算差額合計	△491	△1,593
純資産合計	2,045,822	2,163,266
負債・純資産合計	2,213,716	2,297,524

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,216,403	924,875
営業収益計	1,216,403	924,875
営業費用		
支払手数料	491,228	339,622
委託費	—	4,355
広告宣伝費	7,342	3,867
通信費	65,818	61,259
協会費	1,766	1,286
諸会費	18	36
営業費用計	566,173	410,425
一般管理費	※１・２ 364,433	※１・２ 353,691
営業利益	285,796	160,758
営業外収益		
受取利息	6	3
有価証券利息	683	231
投資有価証券売却益	837	—
為替差益	8	—
雑収入	—	41
営業外収益計	1,535	276
営業外費用		
投資有価証券売却損	—	671
為替差損	—	128
営業外費用計	—	800
経常利益	287,332	160,234
特別損失		
その他特別損失	10,492	72
特別損失計	10,492	72
税引前当期純利益	276,840	160,161
法人税、住民税及び事業税	80,331	43,786
法人税等調整額	670	△2,171
法人税等合計	81,002	41,615
当期純利益	195,837	118,546

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	△150,000	△150,000	△150,000			△150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△735	△735	△735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	△735	△735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	△491	△491	2,045,822
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	118,546	118,546	118,546			118,546
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△1,102	△1,102	△1,102
当期変動額合計	118,546	118,546	118,546	△1,102	△1,102	117,444
当期末残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	10年
器具備品	5～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

◇消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,060千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,172千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、2018年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までとなっております。

（貸借対照表関係）

※ 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却計額	18,684千円	23,495千円

（損益計算書関係）

※ 1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

※ 2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
人件費	208,027千円	212,003千円
減価償却費	8,196千円	6,321千円
賞与引当金繰入額	14,916千円	12,138千円
役員賞与引当金繰入額	8,000千円	3,195千円
退職給付費用	—	3,366千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	2017年3月31日	2017年6月29日

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 2018年3月31日	当事業年度 2018年12月31日
1年内	-	16,800千円
1年超	-	64,400千円
合 計	-	81,200千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	—
(4) 投資有価証券 ①その他有価証券	14,291	14,291	—
資産計	2,159,056	2,159,056	—
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	—
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	—
負債計	126,771	126,771	—

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	749,355	749,355	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	118,904	118,904	—
(4) 投資有価証券 ①その他有価証券	39,373	39,373	—
資産計	2,207,633	2,207,633	—
負債			
(1) 未払費用	86,606	86,606	—
(2) 未払法人税等	6,212	6,212	—
負債計	92,818	92,818	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	173,836	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,144,764	—

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	749,355	—
金銭の信託	1,300,000	—
未収委託者報酬	118,904	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—
合 計	2,168,259	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	14,291	15,000	708
小 計	14,291	15,000	708
合 計	14,291	15,000	708

当事業年度（2018年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	39,373	41,671	2,297
小 計	39,373	41,671	2,297
合 計	39,373	41,671	2,297

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	13,837	837	—
合計	13,837	837	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	9,328	—	671
合計	9,328	—	671

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
退職給付債務の期首残高	-	-
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	-	95千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	-	3,461千円

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
非積立制度の退職給付債務	-	3,461千円
未積立退職給付債務	-	3,461千円
未認識数理計算上の差異	-	△95千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円
退職給付引当金	-	3,366千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	-	3,366千円

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
割引率	-	0.6%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	-	2.3%

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,765千円	4,956千円
未払事業所税	214千円	201千円
未払事業税	2,512千円	1,083千円
賞与引当金	4,567千円	3,716千円
退職給付引当金	—	1,030千円
減価償却超過額	852千円	1,084千円
繰延資産	308千円	187千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	216千円	703千円
その他	6,576千円	6,946千円
繰延税金資産小計	18,760千円	21,657千円
評価性引当金	△8,322千円	△8,692千円
繰延税金資産合計	10,438千円	12,964千円
繰延税金負債		
建物付属設備	1,265千円	1,134千円
繰延税金負債合計	1,265千円	1,134千円
繰延税金資産純額	9,172千円	11,830千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.86%	30.62%
所得拡大税制の特別控除	△2.39%	△4.89%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	0.64%
住民税均等割等	0.10%	0.14%
評価性引当額の増減	△0.88%	0.23%
その他	1.00%	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.26%	25.98%

（資産除去債務関係）

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自2017年4月1日 至2018年3月31日)	当事業年度 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
見積りの変更による増加額	—	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	5,699千円	5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,216,403	—	—	1,216,403

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	924,875	—	—	924,875

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

◇財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	225,276 16,083	未払費用	22,288

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 出向者の人件費等	151,731 18,126	未払費用	25,055

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
１株当たり純資産額	157,370円98銭	166,405円14銭
１株当たり当期純利益金額	15,064円45銭	9,118円97銭

- （注） １． 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 ２． １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自2017年4月1日 至2018年3月31日）	当事業年度 （自2018年4月1日 至2018年12月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		825,081
金銭の信託		1,300,000
前払費用		6,906
未収入金		169
未収委託者報酬		113,695
立替金		16,396
その他		6,925
流動資産計		2,269,174
固定資産		
有形固定資産	※ 1	31,878
建物（純額）		19,215
器具備品（純額）		12,662
無形固定資産		21,301
ソフトウェア		21,301
投資その他の資産		42,039
投資有価証券		27,948
長期前払費用		377
繰延税金資産		13,713
固定資産計		95,219
資産合計		2,364,393

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		9,579
未払費用		92,668
未払消費税等		7,822
未払法人税等		24,961
賞与引当金		10,770
役員賞与引当金		1,000
流動負債計		146,802
固定負債		
退職給付引当金		10,691
資産除去債務		5,699
固定負債計		16,390
負債合計		163,192
純資産の部		
株主資本		
資本金		150,000
資本剰余金		
資本準備金		400,000
その他資本剰余金		229,716
資本剰余金合計		629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,421,319

利益剰余金合計	1,421,319
株主資本合計	2,201,035
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	165
評価・換算差額合計	165
純資産合計	2,201,201
負債・純資産合計	2,364,393

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	573,783
営業収益計	573,783
営業費用	
支払手数料	205,182
委託費	3,290
広告宣伝費	2,791
通信費	51,274
協会費	965
諸会費	54
営業費用計	263,558
一般管理費	※ 1
営業利益	53,796
営業外収益	
受取利息	3
有価証券利息	182
為替差益	0
営業外収益計	185
営業外費用	
有価証券売却損	115
営業外費用計	115
経常利益	53,866
税引前中間純利益	53,866
法人税、住民税及び事業税	20,351
法人税等調整額	△2,659
中間純利益	36,174

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余 金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	△1,593	△1,593	2,163,266
当中間期変動額						
剰余金の配当						
中間純利益	36,174	36,174	36,174			36,174
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				1,759	1,759	1,759
当中間期変動額合計	36,174	36,174	36,174	1,759	1,759	37,934
当中間期末残高	1,421,319	1,421,319	2,201,035	165	165	2,201,201

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

◇その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
器具備品	5年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（2019年6月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	26,596千円

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）	
有形固定資産	3,889千円
無形固定資産	2,146千円
合 計	6,036千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	—	—	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間末 2019年6月30日	
1 年内	20,400千円
1 年超	68,000千円
合 計	88,400千円

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	825,081	825,081	—
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	—
(3) 未収委託者報酬	113,695	113,695	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	27,948	27,948	—
資産計	2,266,725	2,266,725	—
負債			
(1) 未払費用	92,668	92,668	—
(2) 未払法人税等	24,961	24,961	—
負債計	117,630	117,630	—

（注）金融商品の時価算定の方法

◇資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

◇負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	25,946	25,510	436
小 計	25,946	25,510	436
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,002	2,200	△197
小 計	2,002	2,200	△197
合 計	27,948	27,710	238

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

〔資産除去債務関係〕

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2019年1月 1日 至 2019年6月30日)
期首残高	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
見積りの変更による増加額	—
中間期末残高	5,699千円

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	573,783	573,783

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）
１株当たり純資産額	169,323円16銭
１株当たり中間純利益金額	2,782円67銭

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- ２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）
１株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	36,174
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	36,174
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称	資本金の額 (2019年9月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラ スティ・サービス信託銀行 株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むと ともに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基 づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：2000年6月20日
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2019年9月末日現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
松井証券株式会社 ※	11,945百万円	

※ 松井証券株式会社は、「楽天グローバル・バランス（成長型）」および「楽天グローバル・バラン
ス（積極型）」のみの取扱いとなります。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算等を行ないます。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

（２）販売会社

ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2018年11月20日
有価証券報告書	2018年11月20日
半期報告書	2019年 5月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年 5月20日

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（安定型）の2018年8月21日から2019年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（安定型）の2019年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（成長型）の2018年8月21日から2019年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（成長型）の2019年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（積極型）の2018年8月21日から2019年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（積極型）の2019年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年8月14日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （※） 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。